

インドネシア Batu Hijau 銅鉱山に参画して —第3回：銅精鉱輸出規制から権益売却まで(2011～2016年)—

住友商事株式会社
非鉄金属事業部

荒川 仁

連載

インドネシア Batu Hijau 銅鉱山に参画して—第3回：銅精鉱輸出規制から権益売却まで(2011～2016年)—

1. 第二の難局から第三の難局へ

前稿では、Newmont Mining社/ヌサ・テンガラ・マイニング社並びにPT Newmont Nusa Tenggara (PTNNT) が意に沿わないインドネシア資本化義務の履行を迫られ第2の難局に直面してから、中央政府/地方政府/敵対的なインドネシア民間企業との間で長期間にわたって国際仲裁も含めた攻防を重ねた上にその難局を克服するまで、その2005年から2011年にかけての操業中期の歴史について概説した。

本稿では、本事業にとって大きな第3の難局となったインドネシア新鉱業法を巡る紛糾、即ち、新鉱業法制定に端を発した資源ナショナリズムの高揚、鉱業事業契約(Contract of Work)制度の廃止、政府による生産物の高付加価値化義務履行に係る圧力と銅精鉱の輸出規制、それら逆風に対するPTNNTの対応と業界団体・同業他社も巻き込んだ政府との攻防、などに焦点を当てながら、数度にわたって操業休止と操業再開を繰り返した末にヌサ・テンガラ・マイニング社が本事業権益を売却するに至るまで、その2011年から2016年にかけての参画終期の歴史について振り返ることとしたい。

2. 新鉱業法制定

まず、インドネシア新鉱業法が制定されるに至った経緯について概説しておくこととしたい。

話はいったん2005～2009年まで遡る。

2005年当時、インドネシア鉱業における基本法規は1967年に施行された「一般鉱業に関する法律第11号」(旧鉱業法)であったが、この旧鉱業法には時の経過とともに他の法制との整合性の欠如や後に政府によって進められた地方分権化との不具合が目立つようになり、最早旧態然とした内容では時代にそぐわないことになって、政府及び議会にとって旧鉱業法の改正が喫緊の課題となっていた。

かかる状況下、2005年から新鉱業法案を巡る論議が始まったが、法執行に当たってある程度の裁量を得たい政府と政府を統制下に置きたい議会との間で調整

にかなり手間取ったことに加え、議会の中でも各会派の間で大きく意見が割れたこともあって、なかなか法案がまとまらないまま時間が経過した。

結局その審議には実に3年7か月もの長い期間を要することになったが、漸く2008年12月に議会本会議において法案が承認され、2009年1月に「鉱物・石炭鉱業に関する法律第4号」(新鉱業法)が施行されるに至った。

この新鉱業法の特徴は、(i) 従前のContract of Work制度が廃止され、鉱業権を付与する形式が契約制から政府による許認可制に変わったこと、(ii) 地方分権化の流れを受けてその許認可権限の多くが中央政府から地方政府に委譲されたこと、(iii) 資源ナショナリズムの高揚を踏まえて生産物の高付加価値化義務及びインドネシア資本化義務の履行条件が厳格化されたこと、などであった。

この新鉱業法の骨子について表1にまとめる。

表1：インドネシア新鉱業法骨子

- 鉱業権は、国または地方政府から発給される鉱業事業許可制度に一本化され、これまで外国からの投資に活用されてきた Contract of Work 制度は廃止する。
- 鉱業事業許可は、鉱業事業区域（WUP）における鉱業事業許可（IUP）と、特別鉱業事業区域（WUPK）における特別鉱業事業許可（IUPK）に分類する。その他に、個人・小規模事業者を対象とした市民鉱業区域（WPR）における国民鉱業許可（IPR）を設定する。
- 鉱業事業許可は、探鉱許可と操業・生産許可の2段階制とする。
- 鉱業事業許可を受ける有資格者はインドネシア法人または自然人に限られるが、内国資本と外国資本とは差別しない。
- 既存 Contract of Work は契約期限内有効とする。ただし新法規定にそぐわない条項は1年以内に新法に適合させるものとする。
- インドネシア国内での生産物高付加価値化（製錬・精製）義務を追加する。ただし既存 Contract of Work を保有する鉱山事業主には5年間の猶予期間を与える。
- 新たに中央政府向け4%・地方政府向け6%、計10%の納付金義務を追加する。
- 外国資本による鉱山開発の場合、生産開始から5年を経過して以降、国、地方政府、インドネシア民間企業などに資本の一部を移転する義務を課す。
- 政府に生産量、輸出量をコントロールする権限を付与する。
- 国内鉱業サービス会社を起用する義務を課す。
- 新法規定の運用細則を定めた政省令を1年以内に制定する。それまでの間は従前の政省令を矛盾しない範囲で適用するものとする。

3. 未加工鉱物禁輸政策の導入

新鉱業法が施行された後、同法規定に基づき2009年から2012年にかけて4件の政令、5件のエネルギー鉱物資源大臣令、1件の商業大臣令、1件の財務大臣令が順次制定されていったが、これら政省令の内容はよく吟味されたものとは言えず、以下に挙げるような数多くの問題が露呈して、大きな混乱を招くことになった。

- (i) 新鉱業法との整合性や政省令相互の整合性に欠けるものとなっていた。
- (ii) 実現性や経済性が十分に考慮されていなかったためにリアリティから乖離したものとなっていた。
- (iii) いったん制定された政省令の一部規定に後になって不具合が生じたために政省令が繰り返し改正・追補されることとなって所々一貫性を欠くものとなっていた。

この新鉱業法並びに関連政省令を巡って生じた数多くの問題の中で最も混乱を極めたのが、生産物の高付加価値化義務に関するものであった。

この混乱の発端は、新鉱業法においては「鉱山事業主にインドネシア国内での生産物高付加価値化（製錬・精製）義務を課す」と定められていたに過ぎないにも拘らず、政府がこの規定内容を高付加価値化が充

足されていない未加工鉱物の輸出を禁止するといった形に論旨をすり替えて、2012年2月施行のエネルギー鉱物資源大臣令2012年第7号によって鉱石輸出禁止政策を打ち出したことになった。

エネルギー鉱物資源省が何の前触れもなくいきなり「2012年5月以降の鉱石輸出を禁止する」と定めたことで業界が騒然となり、同大臣令と新鉱業法との間に齟齬が認められるとして業界団体が提訴するなど一時かなりの混乱を極める事態となった。

その後、この混乱を鎮静化するために同省は軌道修正を余儀なくされて政策を変更、一定の要件を満たし政府から輸出認可を取得した鉱石生産者には2014年1月まで鉱石輸出を認める一方、その輸出に当たっては新たに輸出税20%を賦課する、といった内容の新たな制度を導入した。

この鉱石禁輸を巡る混迷がContract of Workを保有して精鉱を生産していた事業主にも飛び火して、本来ならContract of Workを保有する鉱山事業主は2014年1月までは高付加価値化義務の履行が免除されContract of Work上認められていた生産物の輸出が無条件で継続できることになっていたはずなのに、2012年5月以降、精鉱輸出に当たっても政府から輸出許可を取得することが義務付けられることになった。

4. 政府との攻防～第一幕～

こうして、紆余曲折はあったが、2014年1月以降は鉱石・精鉱を含むすべての未加工鉱物を対象として輸出が全面的に禁止されることとなり、PTNNTにとって大きな第3の難局に直面することになった訳である。

インドネシアには2012年当時銅製錬所がPT Smelting 1か所しかなく、PTNNTでは生産する銅精鉱の販売においてその大部分を輸出に頼っており、輸出なしでは事業性が成り立たないことから、政府に精鉱禁輸政策を強行されてしまうと操業休止に追い込まれるという事情があった。

かかる事情を抱える中、PTNNTでは、2012年5月に銅精鉱輸出に当たって新たに政府からの輸出許可取得を義務付けられたことから、その輸出許可が得られるまで輸出ができない状態に陥り、輸出許可取得が遅れるようだと操業継続が危ぶまれる事態となった。

この最初の操業休止危機は、幸いにして政府側の対応が早く翌6月に2014年1月まで有効な輸出認可を取得することに成功し輸出再開に至ったことで回避することができたが、この際に2014年1月以降の精鉱全面禁輸を突き付けられことで、PTNNTにとってこの禁輸政策を巡る政府との本格的な攻防の第一幕が切っけとされた。

PTNNTでは、その禁輸政策が有するContract of Work及び新鉱業法との矛盾や非現実性・非経済性を疑問視し、関係省庁に対し多方面にわたって以下の通り禁輸政策の問題点を指摘して政策見直しを求める働きかけを重ねていった。

- Contract of Workにて銅精鉱を輸出する権利が認められているにも拘らず、後から施行された法令によってその権利が阻害されるのは不合理である。
- 新鉱業法では自ら製錬まで行うことは義務付けられていない。
- 独自に実施した新規製錬所建設に係るフィージビリティ・スタディの結果、自ら銅製錬所を建設することは経済性が成り立たないことが立証されている。
- 銅の場合には精鉱まで処理した段階で既に銅地金価格の96%まで付加価値化を達成している。この事実と既存の国内銅製錬所への精鉱供給継続を以て既に高付加価値化義務を十分充足しているはずである。

また、PTNNTでは、2012年7～11月にインドネシア鉱業協会（IMA）主催で開催された業界セミナー及び分科会に構想段階から参加、IMAとともに関係省庁／議会／メディアなど多方面に対し、(i) 現地工科大学に依頼した新規製錬所建設に関するフィージビリティ・スタディ結果を盾に如何に新規製錬所建設に経済性・事業性が欠如しているか、(ii) 如何に新鉱業法－政省令間で整合性・一貫性が欠如しているか、かかる法令が如何にContract of Work上の規定と矛盾しているか、(iii) エネルギー・鉱物資源大臣令2012年第7号に定められた輸出が可能となる鉱物基準品位の高過ぎる設定が如何に合理性・現実性を欠いたものであるか、などを訴えた。

更に、PTNNTでは2013年に入って以降も、以下に挙げる通り業界団体や同業他社と協働しながら、関係省庁に対して禁輸政策見直しを求める働きかけを続けた。

- 2013年4～7月、IMAに同行して関係省庁を順次回って禁輸政策がインドネシマクロ経済に与える悪影響を説くためのロードショーを実施した。
- 2013年11～12月、同じContract of Work事業主でありかつ銅精鉱生産者であるPT Freeport Indonesia (PTFI) と歩調を合わせながら、当時銅製錬所新設計画に取り組んでいたインドネシア事業主2社との間で、製錬所が稼働した暁には銅精鉱を供給することを約する覚書を締結して政府に提出、これを以て国内製錬義務を充足したことを認めるよう関係省庁に働きかけた。
- 2013年11月～2014年1月、IMA及びインドネシア商工会議所（KADIN）が政府による政省令改正案策定の過程で国内加工度充足基準品位の検討・設定に関する作業に関与した際、PTNNTもこれに参加した。
- 2013年12月、2014年1月の精鉱禁輸措置発効を目前に控え、PTFIとタッグを組んで関係省庁を順次回って禁輸措置の見直しを求める最後の訴えを行った。
- 2014年1月、PTFIと共同で実施した新規製錬所建設に係るフィージビリティ・スタディ結果を盾に、PTFIとともに関係省庁に対して如何に新規製錬所建設に経済性・事業性が欠如しているか改めて訴えた。

その一方、2014年1月に政府によって精鉱禁輸措置が強行された場合に備えて、PTNNTでは2013年9月から操業停止シナリオも含めた緊急対応プランの作成に入っていた。

5. 政府との攻防～第二幕～

未加工鉱物の全面禁輸措置の発効を控えた2013年10月、政府側にこのまま全面禁輸に移行することは問題であるとの認識が広まり、緩和に向けた意見が呈されるようになって、業界団体や大手鉱山事業主も巻き込んだ大議論が重ねられた結果、2014年1月になって漸く緩和策がまとまり、期限ぎりぎりとはなった

が、全面禁輸措置の一部緩和を織り込んだ政省令が相次いで施行された。

この一連の政省令によって、鉱石輸出は全面禁止となり、精鉱輸出は条件付きで認められることとなったが、当該政省令規定の内、PTNNTに直接関わってくる銅精鉱輸出の取扱について表2にまとめる。

表2：銅精鉱に係る輸出認可条件

- 精鉱生産者には国内製錬義務及び国内供給優先義務を課し、自らないし第三者との協力により国内製錬所を建設することをコミットした事業主にのみ輸出を認める。
- 国内加工度充足基準品位 15%を上回る銅精鉱のみ輸出を認める。
- 輸出を認めるのは2017年1月までの3年間のみとし、3年後には国内製錬の上、銅品位を99%以上にしない限り輸出不可とする。
- 輸出に当たっては、エネルギー・鉱物資源省からの recommendation 及び商業省からの認可を6か月毎に取得することが義務付けられる。
- また、輸出額に対し2014年通年25%、2015年1～6月35%、2015年7～12月40%、2016年1～6月50%、2016年7～12月60%の輸出税を賦課する。

前述のPTNNTによる努力は、精鉱輸出の全面禁止を回避することにはつながったが、その一方で、政府が設定した輸出許可条件、特に25～60%という法外な高率の輸出税賦課、についてはPTNNTにとって事実上禁輸されたのと変わらないものであり、その意味では残念な結果に終わったと言える。

PTNNTでは、この事実上の禁輸措置によって2014年1月から輸出停止を余儀なくされ、いよいよ操業休止の危機が現実味を帯びてきたことで、ここから極めて追い込まれた状況の中で政府との攻防が第二幕を迎えることになる。

その政府との攻防第二幕はおよそ9か月に及んだが、この間の主立った経緯について以下にまとめる。

- 2014年1月、KADIN及びIMAとともに1月に施行された関連政省令の問題点を指摘して以下論点を強調しつつ是正要求を重ねた。
 - (i) 2017年1月までの国内製錬義務の絶対履行やかくも高率の輸出税を輸出許可条件として課されては、輸出停止から操業休止に追い込まれ、従業員解雇と社会不安を惹起することにならざるを得ない。
 - (ii) また、操業休止となれば、Contract of Work違反を問うために国際仲裁など法的手段に訴えざるを得ない。

- 2014年2月、メディアに対しても窮状を訴えるキャンペーンを展開した。また、このままでは操業休止を余儀なくされると判断しForce Majeureを宣言した。
- 2014年5月、PTFIとの間で同社が推進する銅製錬所新設計画に協力する旨をうたった覚書を締結した。
- 2014年6月、政府からなかなか是正意思が示されないことから、止むを得ず操業休止に踏み切った。
- 2014年7月、政府によるContract of Work違反を問う国際仲裁を提起した。

これら努力が奏功して2014年7月までに政府から以下のとおり輸出許可条件の緩和を引き出すことに成功、政府から和解の申入れがあったことを受けて、翌8月、国際仲裁の提起を取り下げ、政府との間で和解交渉に入った。

- seriousness guarantee bondとして国内製錬所建設資金の5%相当額を国有銀行口座に積み立てる。
- 輸出税率を軽減し、国内製錬所建設の進捗度に応じて、進捗度0～7.5%の場合には輸出税7.5%、進捗度7.5～30.0%の場合には輸出税5.0%、進捗度30.0%超の場合には輸出税ゼロ、とする。
- また、かねてから懸案となっていたContract of Work改訂交渉を促進し、新鉱業法規定にそぐわない条項の改訂（ロイヤルティの引上げ、新たな税の賦課、など）について合意の上、その旨を定めた覚書を締結する。

この和解交渉の結果、2014年9月、政府との間で包括的な覚書を締結するに至り、操業再開から輸出認可取得と進め、9月末には輸出再開にこぎ着け通常操業を回復した。

これにより、PTNNTでは、3か月半に及ぶ操業休止状態から脱して操業開始以来最大の危機を克服することはできたが、それと引き換えにそれまで Contract of Work によって得られていた税制安定保証を失うこととなり、ロイヤルティの引上げや輸出税の賦課など新たなコスト負担を強いられることとなった。

得たものは大きかったが、失ったものもまたかなり大きかった、と言える。

また、PTNNTではこれ以降、操業継続のためには6か月毎に輸出認可の更新許可を得ることを強いられることになった訳だが、国内製錬義務の充足要件を巡る政府の政策がころころ変わって首尾一貫していなかったために、その後も輸出認可の更新時期を迎える度に申請が滞ってすんなりと更新許可が得られないといった事態が繰り返されることとなった。

2015年3月に迎えた第1回更新時には、空白期間が生じることなく更新許可を得ることが出来たが、2015年9月に迎えた第2回更新時には、政府との間で国内製錬義務の充足要件を巡って議論が紛糾し、実際に更新許可を取得するのに11月までかかったために2か月

の空白期間が生じて、この間短期間ではあったが再度操業休止を余儀なくされた。また、2016年に入っても、6か月毎の更新申請の度に政府との折り合いがつかず、操業休止に至るほどではなかったが若干の空白期間が生じるなど、操業継続に当たって極めて不安定な状況に陥った。

更に、PTNNTでは、業績面でもこの間、2度にわたる操業休止と輸出遅れに伴う販売量の減少、ロイヤルティ引上げと輸出税賦課によるコストの増加、銅価・金価格の下落に伴う収入の減少、という三重苦を抱えて、減退局面に入っていた。

図1及び図2は、PTNNTが未加工鉱物禁輸政策を巡って政府と攻防を繰り返していた2012～2016年の5年間に実際に銅価・金価格がどのように推移したかを示している。

いずれも2011年央をピークにして2012年央から2013年初にかけて下降局面に入り、時折調整局面を挟みながらも総じて右肩下がりにじりじりと値を下げていったことが見て取れる。

かかる状況下、PTNNTでは、2015年には採鉱フェーズの最終段階であるフェーズ7への移行実施について機関決定せねばならないタイミングを迎えていたが、操業継続に当たって短期的にも中長期的にも極めて不安定な状況に陥ったことから、2016年2月、フェーズ7への移行を延期することを決定した。



図1：2012～2016年銅価推移

出典：公表情報を基にJOGMEC作成



図2：2012～2016年金価格推移

出典：公表情報を基にJOGMEC作成

6. インドネシア企業への権益売却

PTNNTが未加工鉱物禁輸政策を巡って政府との間で攻防を繰り返していた間、Newmont Mining社では複数のインドネシア民間企業から内々に「Batu Hijau銅鉱山事業に興味あり、Newmont Mining社が保有する事業権益を買い取りたい」といった意思表示を受けていた。

それらインドネシア民間企業の多くは有象無象の類であり、具体的な協議に入る以前の段階で話が立ち消えとなっていたケースがほとんどであったが、その中で大手エネルギー会社PT Medco Energi Internasionalを中心としたコンソーシアムだけは、インドネシア政府からの支持や資金調達に向けた銀行団からの支持も得て、具体的かつ現実的なオファーを提示してきた。

Newmont Mining社としては、基本的にはインドネシア及びBatu Hijau銅鉱山事業へのコミットメントを維持してきていたが、全社方針としてポートフォリオとバランスシートの拡充、それに向けた資産入替を標榜する中で、インドネシア鉱業の趨勢、PTNNTが足下置かれた環境、Batu Hijau銅鉱山事業の今後の行く末などを総合勘案した上で、同事業権益の売却を志向する方向へと舵を切り、PT Medco Energi Internasionalを中心としたコンソーシアムとの協議に応じる方針を固め、2015年秋ごろから具体的な交渉に入っていた。

このNewmont Mining社動向を踏まえ、ヌサ・テンガラ・マイニング社としてもNewmont Mining社と足並みを揃えて対応するのが最善の策であると判断し、以降Newmont Mining社と協働しながら同コンソーシアム（PT Amman Mineral International）との間で権益売却交渉を進めていった。

この交渉は紆余曲折があつて7か月に及ぶ長期戦となったが、当事者間で粘り強く議論を重ねた結果、2016年6月、権益譲渡に係る諸々の条件について合意に達し譲渡関連契約書を締結するに至った。その後、関連契約書にて定められた譲渡実施に向けた先行条件の充足プロセスに入り、2016年11月、本譲渡に係るインドネシア政府からの承認取得や買取資金の調達など先行条件がすべて充足されたことを以て権益譲渡が完了した。

この間、PTNNTでは、輸出許可の更新を重ねながら操業を維持し、Newmont Mining社／ヌサ・テンガラ・マイニング社からPT Amman Mineral Internationalへの引継ぎもスムーズに行われ、以降PTNNTはPT Amman Mineral Nusa Tenggaraと名称を変え、新しい株主体制の下でBatu Hijau銅鉱山事業を継続している。

7. おわりに

こうしてヌサ・テンガラ・マイニング社による Batu Hijau 銅鉱山事業への参画20年の歴史は幕を閉じた訳だが、最後に改めて同鉱山事業がこの20年間に残した貢献について振り返ってみたい。

この連載を始めた冒頭、「ヌサ・テンガラ・マイニング社が Batu Hijau 銅鉱山事業に参画していた20年間は、様々な問題や課題に直面しては関係者の総力を結集してそれを克服してきた苦難の歴史である一方、かかる厳しい環境においても何とか操業を維持し続け、投資先国・地域への貢献や日本向けを中心とした銅原料の供給においてその一翼を担ってきた確かな歴史でもあった」と申し上げた。

その「投資先国・地域への貢献」と「銅原料の供給」について、ここで改めて具体的な実績推移とともに記しておきたい。

図3はPTNNTが商業生産を開始した2000年からヌサ・テンガラ・マイニング社が権益を売却するまでの間にPTNNTが実際にインドネシアの国・地域にどれほどの貢献をしてきたかを金額化してグラフにしたものである。

PTNNTによるこの16年間の累計拠出額は実に102億US\$超に達しており、Batu Hijau 銅鉱山の売上は所在する Sumbawa Barat 県のGDPの約93%、同県を含む Nusa Tenggara Barat 州全体のGDPの約32%を担ってきた。また、PTNNTでは、現地化を積極的に推進し、従業員に占める地元雇用率は70%を超え、資機材に関する地元調達額も累計48億US\$に達していた。

加えて、この間、直轄・請負合わせて約9,000名の雇用を創出して維持するとともに、その家族や鉱山元で周辺ビジネスに従事する地元住民も含めおよそ55,000名の生活を支えてきた。

特に、特筆すべきは地元の環境保護と地域振興で、PTNNTでは積極的に環境保護と地域振興に関わり続け、一過性の事業としてではなく Batu Hijau 銅鉱山が閉山となって以降も地元住民が自立して事業を継続し得る持続性を持った形になるよう配慮したことで、地元住民から多大な評価を受けてきた。そのいくつかの事例を以下写真とともに挙げておく。

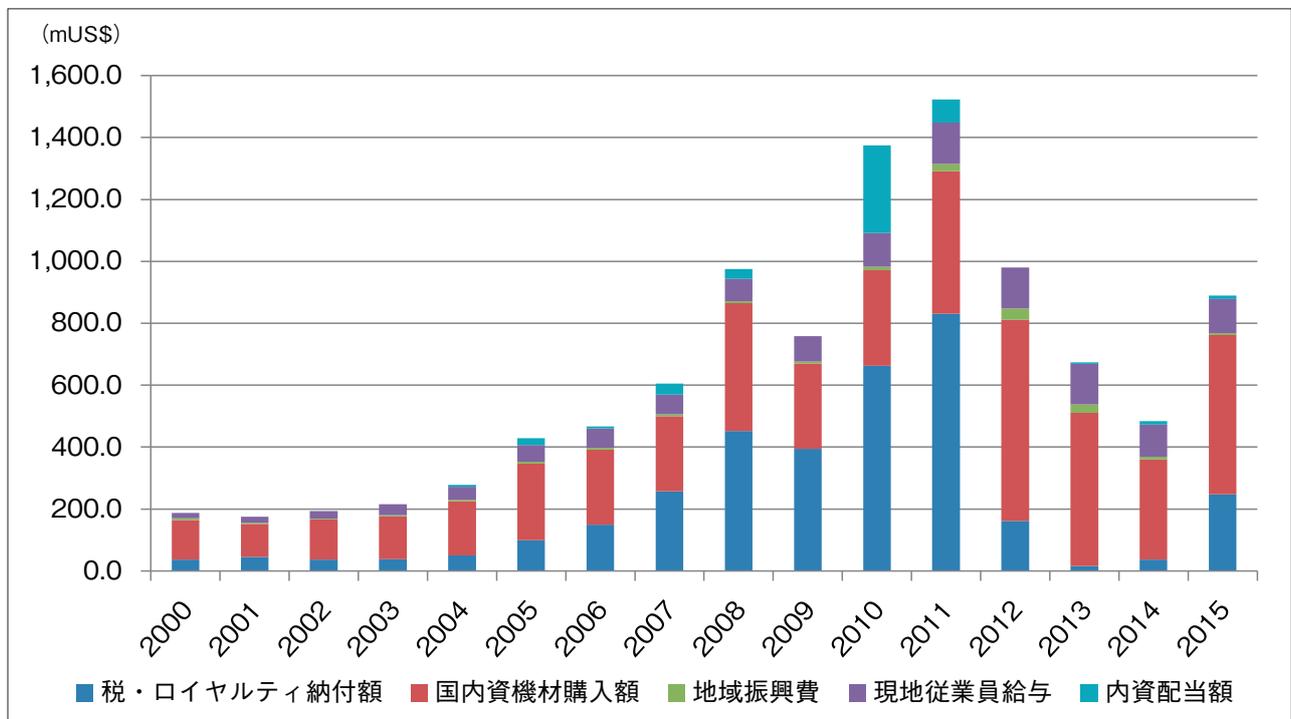


図3：PT Newmont Nusa Tenggaraによる国・地域への拠出額推移

出典：公表情報を基に住友商事作成



ウミガメの保護



サンゴ礁の再生



マングローブの植林



灌漑事業の推進と普及



稲作技術の指導



学校の建設



道路の敷設・補修



マラリア対策

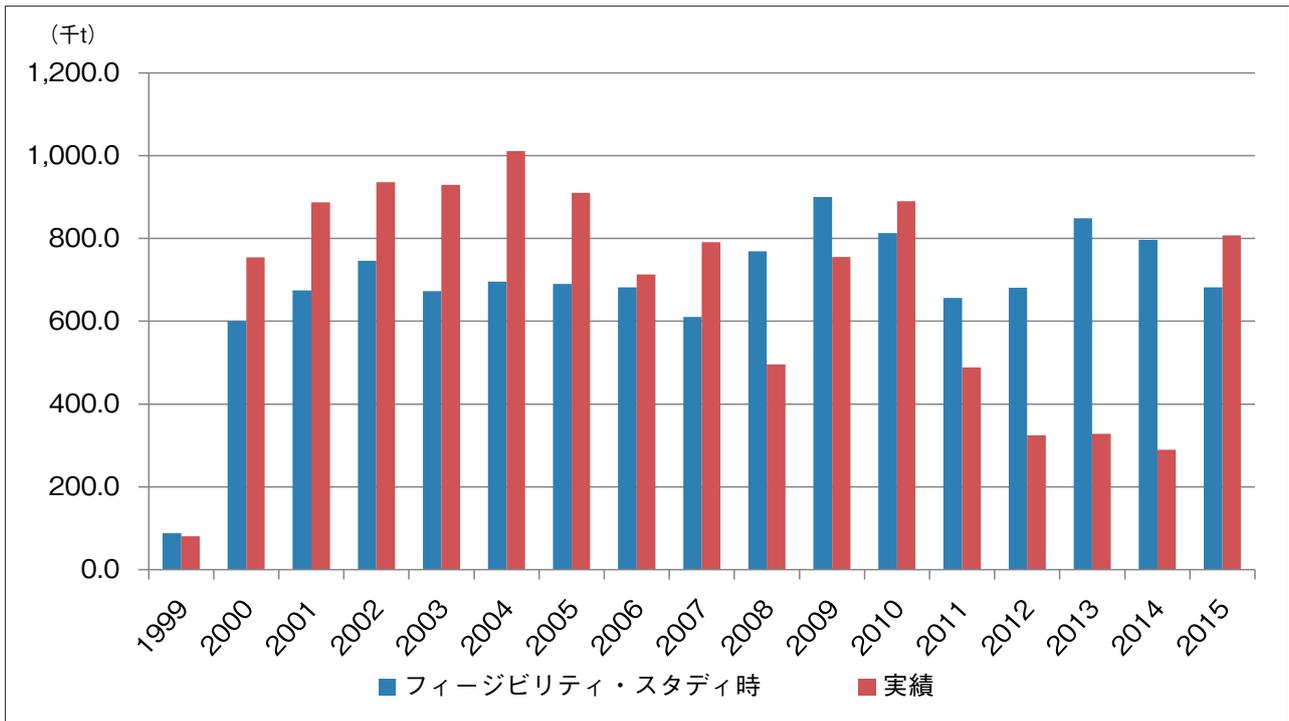


図4：PT Newmont Nusa Tenggara 銅精鉱生産量推移

出典：公表情報を基に住友商事作成

図4はPTNNTが操業を開始した1999年からヌサ・テンガラ・マイニング社が権益を売却するまでの間のPTNNTにおける銅精鉱生産量の推移をグラフにしたものである。

フィージビリティ・スタディ時の計画と比較すると、操業初期5年間に操業計画の大幅な見直しを実施したこと、その計画の見直しがその後の操業にも影響を及ぼしたこと、2度にわたって操業休止を余儀なくされたことから、年度別ではかなり爬行することにはなったが、累計では当初計画どおりないしそれを上回る銅精鉱生産を実現した。

また、Newmont Mining社／ヌサ・テンガラ・マイニング社並びにPTNNTでは、何度も操業休止の危機に直面しながら常に操業継続を最優先とする方針を堅持してきた。また、常日頃から銅精鉱販売先との間で長期にわたって信頼関係を維持することに心を砕いてきたことで、苦難に遭ってもその都度多くの販売先から多大な忍耐と協力を得られることができた。

それが、3度の大きな難局を乗り越え、時に輸出停止や操業休止を余儀なくされながらも、その都度輸出再開から操業復旧に漕ぎ着け、生産された銅精鉱の約80%を日本製錬各社及び日本製錬各社が出資する海外製錬所向けに供給し続けることに結び付いたことになる。

以上、ヌサ・テンガラ・マイニング社がBatu Hijau銅鉱山事業に参画していた20年間の歴史について、本事業が直面した難局への対応とその帰趨に焦点を当てながら振り返ってみた。

この小稿が一つの経験事例として、現在進行中の海外鉱山事業において諸々の課題に対応されるに当たって、また、今後海外鉱山事業を手掛けられるに当たって、多少なりとも参考となれば幸甚である。

本鉱山事業が直面した苦難の多くはインドネシア固有のカントリーリスクに起因したものであったとは言えるが、今後世界の鉱業国において資源ナショナリズムが益々高揚していくと予測される中で、このインドネシアでの資源ナショナリズムを巡る葛藤の記録が活きることもあるのではないかと思料する次第である。

以上
(2017.12.20)